

○財務省告示第二百六十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年七月六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年八月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第三百三十九回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

三 振替法の適 運用に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百九号）第二十一条並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

四 発行方法 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、

十 二 銭

(一) 年 ○ ・ 四 パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えた次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4}{100} \times \frac{16}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとの記載又は記録されるもの
座についで、は、記録されるもの
にり算出した金額から、該金に
よるに百分の二十・三、五乗
じた金額の十分の一、三、五乗
を發行時に、又は、該債
が非居住者又は、該債
る場合、又は、該債
よる場合、又は、該債
住者又は、該債

十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
初期利子	第二期以後の利子	償還期限	償還金額	元利支	払場所	入札参加者

ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができ

平成二十七年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払い日とし、各支払期において、その日以前六箇月に属する利子を支払う。

平成三十七年六月二十日額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十七年七月六日